

公益財団法人世田谷区保健センター旅費規程

(昭和 52 年 3 月 31 日)
(財世保規程第 5 号)

目 次

第 1 章	総 則 (第 1 条～第 10 条)
第 2 章	内国旅行の旅費 (第 11 条～第 21 条)
第 3 章	外国旅行の旅費 (第 22 条、第 23 条)
第 4 章	雑 則 (第 24 条～第 26 条)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）の役員又は職員（以下「職員等」という。）が、財団の業務上の必要により旅行する場合に支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において「出張命令権者」とは、理事長又は理事長の定めるところにより、当該職員等に対し出張命令等の決定権を有する者をいう。

2 この規程において「内国旅行」とは、本邦（本州、北海道、四国、九州、沖縄及び財務省令で定めるその付属の島の在する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

3 この規程において「外国旅行」とは、本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

4 この規程において「出張」とは、職員等が財団の業務のため、一時勤務する事務所（非常勤の役員にあっては、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。

5 この規程において「近接地」とは、別表第 1 に定める範囲をいう。

6 この規程において「何級の職務」とは、公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（昭和 52 年 3 月 31 日財世保規程第 4 号）第 6 条に規定する給料表(1)に定められた当該級の職務をいう。ただし、給料表(2)(3)(4)(5)の適用をうける者については、別表 2 のとおりとする。

7 この規程において「赴任」とは、新たに就任した役員又は財団の要請により新たに採用された職員で、就任又は採用により住所又は居所から移転をする場合の旅行をいう。

(出張命令)

第3条 出張は、出張命令権者の発する出張命令によって行う。

- 2 出張命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては、業務の円滑な執行を計ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能な場合に限り、出張命令を発することができる。
- 3 出張命令権者は、既に発した出張命令を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら、又は第4条第1項若しくは第2項の規定による出張を命じられた職員等（以下「旅行者」という。）の申請に基づき、これを変更することができる。

(出張命令に従わない出張)

第4条 旅行者は、業務上の必要又は天災等、やむを得ない事情により、出張命令に従って出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定により出張命令の変更をするいとまがない場合には、出張した後すみやかに出張命令の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者は、前2項の規定による出張命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、出張命令に従わないで旅行したときは、その旅行者は、命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種類)

第5条 この規程により支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び渡航手数料とする。

- 2 鉄道賃、船賃及び航空賃は、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 車賃は、実費額又は路程に応じ、1キロメートル当りの定額により支給する。
- 4 日当は、出張中の日数に応じ、1日当りの定額により支給する。
- 5 宿泊料は、出張中の夜数に応じ、1夜当りの定額により支給する。
- 6 食卓料は、出張中の夜数に応じ、1夜当りの定額により支給する。
- 7 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額の範囲内において実費額により支給する。
- 8 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。
- 10 渡航手数料は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

一部改正〔平成12年規程4号〕

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常な経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。

ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常な経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 旅行者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数 15 日を超える場合には、その超える日数について定額の 10 分の 1 に相当する額、滞在日数 30 日を超える場合には、その超える日数について定額の 10 分の 2 に相当する額を、それぞれの定額から減じた額による。ただし、同一地域に滞在中、一時他の地に出張した日数は、この滞在日数から減じて計算する。

3 1 日の出張において、日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額により日当又は宿泊料を支給する。

一部改正〔平成 12 年規程 4 号〕

(旅費の支給方法)

第7条 旅費は、精算払又は概算払により支給する。

2 概算払により旅費の支給を受けた者は、当該出張が完了した日の翌日から 1 週間以内に精算しなければならない。

(旅費の調整)

第8条 理事長は、特別の事情、性質により、この規程による旅費を支給した場合で、不当に出張の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超える部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(随行者等に支給する旅費の特例)

第9条 職員が役員又は上位の級の職にある職員に随行を命じられて出張する場合、当該職員に支給する船賃の額は、随行を命ずる役員又は上位の級の職にある職員に支給する額に相当する額とすることができる。

一部改正〔平成 12 年規程 4 号〕

(旅費の区分)

第10条 旅費は、内国旅費と外国旅費に区分し、内国旅費は、さらに近接地内旅費及び近接地外旅費に区分する。

第2章 内国旅行の旅費

(近接地内旅費)

第11条 近接地内の旅行の旅費は次に規定する旅費とする。

(1) 鉄道賃、船賃及び車賃

(2) 業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により、ホテル、旅館等に宿泊する場合には、別表第3の宿泊料額の範囲内における実費額の宿泊料

一部改正〔平成12年規程4号〕

(研修受講の旅費)

第12条 研修受講の旅費は、別表第4に定める額を支給する。

一部改正〔平成12年規程4号〕

(健康診断受診の旅費)

第13条 健康診断（公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程（昭和52年7月19日財世保規程第6号）に規定する健康診断）受診の旅費は、鉄道賃、車賃の実費額を支給する。

全部改正〔平成12年規程4号〕

(近接地外旅費)

第14条 近接地外の出張の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

2 前項に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。

(1) 特別急行列車を運行する路線による出張で、片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する路線による出張で、片道50キロメートル以上のもの

3 特別車両料金を徴する客車を運行する路線による旅行をする場合には、前2項に規定する旅客運賃及び急行料金のほか、特別車両料金を支給する。ただし、8級以下の職務にある職員にあっては、業務上の必要により、特別車両料金を徴する客車を利用した場合に限る。

4 第1項に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する路線による出張で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

一部改正〔昭和54年規程3号・平成12年4号・21年10号〕

(船賃)

第16条 船賃の額は、旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

2 前項に規定する運賃で、運賃の等級を2階級に区分する場合にあっては、役員については上級の運賃、8級以下の職務にある職員については下級の運賃、3階級に区分する場合にあっては、役員については上級の運賃、8級以下の職務にある職員については中級の運賃

賃とする。

一部改正〔昭和54年規程3号・平成2年2号・21年10号〕

(航空賃)

第17条 航空賃の額は、旅客運賃の範囲内の実費額による。

一部改正〔平成12年規程4号〕

(車賃)

第18条 車賃の額は、実費額による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円とする。

2 前項ただし書の場合には、全路程を通算して計算し、1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切捨てる。

一部改正〔昭和54年規程3号・平成12年4号〕

(日当)

第19条 日当の額は、別表第3の定額による。

一部改正〔平成12年規程4号〕

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、別表第3に掲げる定額とする。

一部改正〔平成12年規程4号〕

(食卓料)

第21条 食卓料の額は、別表第3に掲げる定額とする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃の外に別に食費を要する場合又は鉄道賃、船賃、航空賃、車賃若しくは宿泊料を要しないが食費を要する場合に限り支給する。

全部改正〔平成12年規程4号〕

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅費)

第22条 職員等が外国に出張する場合の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び渡航手数料とする。

一部改正〔平成12年規程4号〕

第23条 前条の旅費の額は、世田谷区の「職員の旅費に関する条例」(昭和26年10月11日条例第12号)の規定の例に準じ、そのつど理事長が定める。

第4章 雑 則

(赴任に伴う旅費)

第24条 赴任に伴う旅費は第2章に定める旅費の外、移転料、着後手当、扶養親族移転料を支給する。

2 前項に規定する旅費の額その他必要な事項は、世田谷区の「職員の旅費に関する条例」の規定の例に準じ、そのつど理事長が定める。

(旅費の特例)

第25条 理事長は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、当該職員に対し、この規程による旅費に相当する金額を旅費として支給するものとする。

一部改正〔昭和61年規程3号〕

(委任)

第26条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、昭和52年3月31日から施行し、昭和51年12月1日から適用する。

付 則（昭和54年7月5日規程第3号）

1. この規程は、昭和54年7月5日から施行する。
2. 改定後の財団法人世田谷区保健センター旅費規程の規定は、昭和54年7月1日以降に出発する旅行から適用する。

付 則（昭和61年3月13日規程第3号）

1. この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
2. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律（昭和60年法律第45号）附則第2条第4項の規定に該当する場合に関しては、この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター旅費規程第25条中「第64条」とあるのは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律附則第2条第4項」とする。

付 則（平成元年 12 月 13 日規程第 6 号抄）

（施行期日等）

1. この規程（中略）は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 2 年 7 月 11 日規程第 2 号）

この規程は、平成 2 年 7 月 11 日から施行し、平成 2 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 5 月 25 日規程第 4 号）

この規程は、平成 12 年 5 月 25 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 12 月 13 日規程第 6 号）

この規程は、平成 13 年 1 月 21 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日規程第 2 号）

この規程は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 17 日規程第 10 号）

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規程第 8 号）

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条） 全部改正〔平成12年規程4号〕一部改正〔平成12年6号・13年2号〕

事務所の所在地	近 接 地 の 地 域	
世田谷区	東京都	特別区の全地域、武蔵野市、三鷹市、小金井市、国分寺市、国立市、立川市、調布市、府中市、稲城市、多摩市、小平市、東久留米市、東村山市、清瀬市、狛江市、町田市、東大和市、武蔵村山市、日野市、昭島市、八王子市、西東京市
	神奈川県	川崎市、横浜市、相模原市、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、厚木市、伊勢原市、秦野市、藤沢市
	千葉県	市川市、船橋市、習志野市、松戸市、流山市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、八千代市
	埼玉県	和光市、朝霞市、戸田市、新座市、志木市、富士見市、蕨市、川口市、鳩ヶ谷市、さいたま市、草加市、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、三郷市、上尾市、川越市、狭山市、所沢市、ふじみ野市、三芳町

別表第2（第2条） 全部改正〔平成21年規程10号〕

給料表(1)の各級に相当する他の給料表の職務の級

給料表(1)	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
給料表(2)	1 級		2 級	3 級	4 級			
給料表(3)				1 級		2 級		3 級
給料表(4)	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
給料表(5)	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	

別表第3（第19条、第20条、第21条） 全部改正〔平成12年規程4号〕

区 分	日 当
日 当（1日につき）	1,300円
宿泊料（1夜につき）	10,900円
食卓料（1夜につき）	2,600円

別表第4（第12条）全部改正〔平成12年規程4号〕 一部改正〔平成21年規程10号〕

区 分		鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	車 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	食 卓 料 (1夜につき)
近接地内	日帰り研修	実 費 額		—	実費額。ただし、実費額によることができない場合には、路程1 kmにつき37円の定額	—	—	—
	宿泊研修						別表第3に掲げる宿泊料定額の範囲内の実費額	別表第3に掲げる食卓料定額の範囲内の実費額
近接地外	日帰り研修	乗車に要する旅客運賃、普通急行料金、特別急行料金、寝台料金及び座席指定料金の合計額の範囲内の実費額	乗船に要する旅客運賃(その等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最下位の級の旅客運賃。はしけ賃及び棧橋賃を含む。)、寝台料金及び座席指定料金の合計額の範囲	旅客運賃の範囲内の実費額	実費額。ただし、実費額によることができない場合には、路程1 kmにつき37円の定額	—	—	—
	宿泊研修						別表第3に掲げる日当定額の10分の8に相当する額	別表第3に掲げる宿泊料定額の範囲内の実費額